

案件 1 広域行政推進に係る諸課題について

1 消防行政に係る検討について

1 消防行政に係る検討に関する取組の経過

<p>令和 2年12月11日</p> <p>令和 3年 1月29日</p>	<p>島本町長から高槻市長に対する申入れ 「消防行政に係る広域連携の協議について」</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【概要】 消防行政におけるこれまでの協力関係を基礎として、今後一層の連携強化を図りたく、消防通信指令業務の共同運用をはじめとする消防行政の広域化をめざし、具体的な協議を行いたい。</p> </div> <p>地方分権推進特別委員会 (消防行政に係る検討について)</p>
<p>令和 3年 8月10日</p> <p>令和 3年 8月10日</p> <p>令和 3年 9月27日</p> <p>令和 3年10月29日</p> <p>令和 3年11月25日</p> <p>令和 3年12月24日</p> <p>令和 3年12月24日</p> <p>令和 4年 1月13日</p> <p>14日</p> <p>令和 4年 2月 1日</p>	<p>高槻市・島本町広域行政勉強会（今後の進め方について）</p> <p>高槻市・島本町広域行政勉強会事業連携ワーキング（第1回）</p> <p>高槻市・島本町広域行政勉強会事業連携ワーキング（第2回）</p> <p>高槻市・島本町広域行政勉強会事業連携ワーキング（第3回）</p> <p>高槻市・島本町広域行政勉強会事業連携ワーキング（第4回）</p> <p>高槻市・島本町広域行政勉強会事業連携ワーキング（第5回）</p> <p>高槻市・島本町広域行政勉強会 (事業連携ワーキング報告書について)</p> <p>高槻市・島本町広域行政勉強会 (事業連携ワーキング報告書について)</p> <p>地方分権推進特別委員会 (消防行政に係る検討について)</p>
<p>令和 4年 3月16日</p> <p>令和 4年 3月18日</p>	<p>総務消防委員会協議会 (消防行政に係る広域連携の検討について)</p> <p>島本町長から高槻市長に対する依頼 《参考資料1》</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【概要】 消防力のより一層の強化及び行財政運営への効果などを踏まえ、消防通信指令業務の共同運用に向け、地方自治法に基づく協議会の設置に係る具体的な協議をお願いしたい。</p> </div>
<p>令和 4年 4月</p>	<p>島本町との協議（協議会の設置等について）</p>

2 島本町との協議等について

(1) 広域連携の内容

消防通信指令事務（災害通報の受信、出場指令、通信統制、情報の収集伝達等に関する事務）の共同運用とする。

(2) 共同運用の方式について

地方自治法第252条の2の2第1項の規定に基づく協議会（管理執行協議会）方式とする。

(3) 今後の予定

令和4年10月 協議会の設置

令和7年 4月 共同運用の開始

※開始に当たり、高槻市消防本部内 高機能消防指令センター（以下「指令センター」という。）のシステム更新を行うため、協議会を設置後、システム整備に着手する。

(4) 費用負担の在り方

① 基本的な考え方

共同運用に当たり、指令センターのシステム更新を行うための整備費や運営費について、高槻市及び島本町の費用負担の考え方を下記のとおりとする。

項目	高槻市	島本町
指令センター整備費	按分率等に基づき両市町で負担	
指令センター運営費		

② 費用負担の按分方法

救急安心センターおおさか運営費分担割合と同様に、両市町の「標準財政規模」及び「住民基本台帳人口」のそれぞれの按分率の平均値とする。

（令和4年1月時点の試算）

項目	高槻市	島本町	合計
標準財政規模 [千円] ※1	71,797,366	7,397,970	79,195,336
標準財政規模 按分率 [A]	90.7%	9.3%	100%
住民基本台帳人口 [人] ※2	351,082	31,916	382,998
住民基本台帳人口 按分率 [B]	91.7%	8.3%	100%
平均按分率 [(A+B) / 2]	91.2%	8.8%	100%

※1 令和3年度（国の補正予算による再算定前の値）

※2 令和3年1月1日現在の値

(5) 費用負担について（推計）

（単位：千円）

項目	金額	高槻市負担額	島本町負担額
ア 整備費	1,205,701	1,030,493	175,208
イ 運営費	206,809	185,155	21,654
合計（ア＋イ）	1,412,510	1,215,648	196,862

※ア、イともに、各市町の状況に伴う単独分を含む。（参考資料2を参照）

※イは年度当たり。

※費用については現時点での推計であり、今後変動する可能性がある。

※経費の支弁方法等については、規約に基づき、両市町間で協定書を締結する予定。

3 協議会に係る規約案について

規約の骨子（案）

【地方自治法第252条の4 第1項関係】

1 協議会の名称

- ・この協議会は、高槻市島本町消防指令事務協議会（以下「協議会」という。）という。

2 協議会を設ける普通地方公共団体

- ・協議会は、高槻市及び島本町（以下「関係市町」という。）が設ける。

3 協議会が管理・執行する事務の範囲

- ・協議会は、関係市町の災害通報の受信、出場指令、通信統制、情報の収集伝達等に関する事務を管理し、及び執行する。

4 協議会の組織並びに会長及び委員の選任の方法

- ・協議会は、会長及び副会長並びに委員10人以内をもって組織する。
- ・会長は、高槻市消防長をもって充て、副会長は、島本町消防長をもって充てる。
- ・委員は、関係市町の消防長が協議により、関係市町の消防職員のうちから選任する。

5 協議会の経費の支弁の方法

- ・協議会の事務の管理及び執行に要する費用は、関係市町が負担する。
- ・関係市町が負担すべき額、納付時期及び納付方法については、関係市町の長が協議して定める。
- ・島本町は、両市町の協議に基づく負担金を高槻市に納付する。
- ・高槻市長は、協議会の担任する事務の管理及び執行に係る収入及び支出を高槻市の一般会計歳入歳出予算に計上し、これを執行する。

【地方自治法第252条の4 第2項関係】

1 協議会の担任する事務の管理及び執行の方法

- ・協議会がその担任する事務を関係市町の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合においては、協議会は、当該事務に関する高槻市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）を関係市町の当該事務に関する条例等とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 協議会の担任する事務を管理し及び執行する場所

- ・協議会の事務所は、大阪府高槻市桃園町4番30号 高槻市消防本部内に置く。

3 協議会の担任する事務に従事する関係普通地方公共団体の職員の身分取扱い

- ・協議会の担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の関係市町間の配分は、関係市町の消防長が協議して定める。
- ・職員は、関係市町の消防長が、前項の規定により配分された定数について、関係市町の消防職員のうちから選任する。

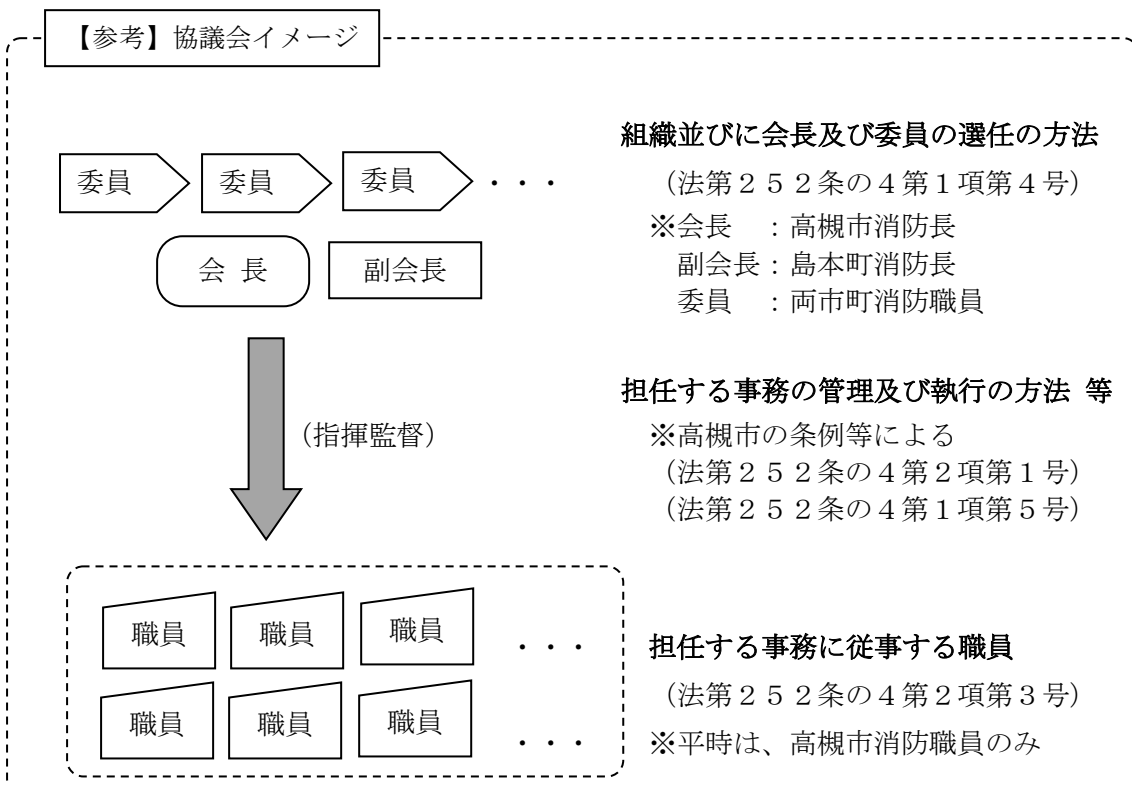
(注) 関係市町の長の協議により、平時においては、高槻市の一定数の職員をもって協議会の事務に従事する職員とする。但し、島本町内における災害対応時においては、島本町の一定数の職員を加えた形での職員体制とする。

4 協議会の担任する事務の用に供する関係普通地方公共団体の財産の取得、管理及び処分又は公の施設の設置、管理及び廃止の方法

- ・協議会の担任する事務の用に供する財産については、関係市町の長が協議してそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会が行う。

5 その他協議会に関し必要な事項

- ・この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務については、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。



【参考】 地方自治法（抄）

協議会関係

➤ 協議会の設置

第252条の2の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4 公益上必要がある場合においては、都道府県の加入するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができる。

5 普通地方公共団体の協議会が広域にわたる総合的な計画を作成したときは、関係普通地方公共団体は、当該計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。

6 普通地方公共団体の協議会は、必要があると認めるときは、関係のある公の機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

➤ 協議会の組織

第252条の3 普通地方公共団体の協議会は、会長及び委員をもつてこれを組織する。

2 普通地方公共団体の協議会の会長及び委員は、規約の定めるところにより常勤又は非常勤とし、関係普通地方公共団体の職員のうちから、これを選任する。

3 普通地方公共団体の協議会の会長は、普通地方公共団体の協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。

➤ 協議会の規約

第252条の4 普通地方公共団体の協議会の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 協議会の名称
- 二 協議会を設ける普通地方公共団体
- 三 協議会の管理し及び執行し、若しくは協議会において連絡調整を図る関係普通地方公共団体の事務又は協議会の作成する計画の項目
- 四 協議会の組織並びに会長及び委員の選任の方法
- 五 協議会の経費の支弁の方法

2 普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行するため普通地方公共団体の協議会を設ける場合には、協議会の規約には、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 協議会の管理し及び執行する関係普通地方公共団体の事務（以下本項中「協議会の担任する事務」という。）の管理及び執行の方法
- 二 協議会の担任する事務を管理し及び執行する場所
- 三 協議会の担任する事務に従事する関係普通地方公共団体の職員の身分取扱い
- 四 協議会の担任する事務の用に供する関係普通地方公共団体の財産の取得、管理及び処分又は公の施設の設置、管理及び廃止の方法
- 五 前各号に掲げるものを除くほか、協議会と協議会を設ける関係普通地方公共団体との関係その他協議会に関し必要な事項

➤ 協議会の事務の管理及び執行の効力

第252条の5 普通地方公共団体の協議会が関係普通地方公共団体又は関係普通地方公共団体の長その他の執行機関の名においてした事務の管理及び執行は、関係普通地方公共団体の長その他の執行機関が管理し及び執行したものとしての効力を有する。

➤ 協議会の組織の変更及び廃止

第252条の6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第二百五十二条の二の二第一項から第三項までの例によりこれを行わなければならない。

4 今後の取組について

(今後の予定)

令和 4年 5月 ~	大阪府との事前協議（規約案等）
9月	議案「高槻市島本町消防指令事務協議会の設置に関する協議について」を上程 ※島本町議会議決後
10月	協議会を設置
12月	関連予算案を上程
令和 5年 3月 ~	システムの設計
令和 6年 4月 ~	システムの構築
令和 7年 4月 ~	消防通信指令事務の共同運用を開始

参考資料 1

島政政第960号

令和4年3月18日

高槻市長 濱田 剛史 様

島本町長 山田 紘平

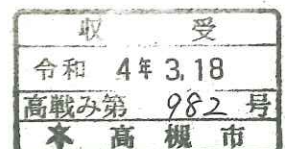


消防通信指令業務の共同運用について

平素は、本町の行政運営に深いご理解と多大なご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標題のことにつきましては、令和2年12月11日に貴市に対しまして、消防行政に係る広域連携の協議をお願いし、両市町（高槻市・島本町広域行政勉強会）において慎重に検討を行ってきたところでございます。

つきましては、消防力のより一層の強化及び行財政運営への効果などを踏まえ、貴市との消防通信指令業務の共同運用に向け、協議会の設置に係る具体的な協議をさせていただきたくお願い申し上げます。



高槻市・島本町広域行政勉強会 事業連携ワーキング報告書

(令和4年1月) P17からP18

イ 負担金の試算

(ア) 共同運用に係る各市町の負担相当額の試算

前述の共同運用に係る費用項目の内訳として、各市町の負担相当額を前述のアによる按分率で試算した。

【整備費】 (単位：千円)

項 目	合 計	高槻市	島本町
按分率	100.0%	91.2%	8.8%
指令センター整備費（共同分）	639,331	583,070	56,261
〃（単独分）※	566,370	447,423	118,947
合 計	1,205,701	1,030,493	175,208

【運営費】 (単位：千円)

項 目	合 計	高槻市	島本町
按分率	100.0%	91.2%	8.8%
指令センター年間運営費（共同分）※	178,491	162,784	15,707
指令センター年間運営費（単独分）※	28,318	22,371	5,947
合 計	206,809	185,155	21,654

※整備費、運営費とも、単独分については、各市町の状況により進めるため、按分率を適用しない。

※共同運営費について、上記のほか光熱水費・通信費等も同様の按分率で負担。島本町では直営で要していた費用が不要になるとともに、概ね同程度を指令センターに負担することが見込まれるが、細部は今後の協議による。